

# 感染症の予防のための 施策の実施に関する計画

(石川県感染症予防計画)

石 川 県

(七訂版：令和6年8月)



## はじめに

平成11年に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が制定されるとともに、感染症法第9条に基づき、「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下「感染症の基本指針」という。）が定められた。

県では、平成12年3月に、感染症法第10条の規定に基づき、感染症の基本指針に則して、「感染症の予防のための施策の実施に関する計画（石川県感染症予防計画）」（以下「感染症予防計画」という。）を策定し、県における感染症対策を総合的に推進してきた。

平成16年には、結核予防法の規定に基づき、結核予防計画を定めることとされたことから、本県では、平成17年4月に感染症予防計画に結核編を盛り込むとともに、平成19年の結核予防法と感染症法の統合等に伴い、結核対策と感染症対策を一体的に推進してきたところである。

今回、令和5年5月に見直しされた感染症の基本指針に則し、これまでの新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、感染症予防計画に、保健・医療提供体制に関する記載事項を充実させるとともに、感染症に係る医療提供体制の確保及び感染症の発生予防・まん延防止に係る体制確保についての数値目標を定めることとした。

また、本計画は、感染症法第11条に基づく「特定感染症予防指針」、医療法に基づく「石川県医療計画」、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「石川県新型インフルエンザ等対策行動計画」等との整合性を図って策定するものである。

感染症の基本指針について、国は、感染症法第9条第3項に基づき、医療提供体制等の事項について少なくとも3年（一部の事項は6年）ごとに再検討することとしており、本県の感染症予防計画についても、感染症法第10条第4項の規定に基づき、感染症の基本指針の改正に合わせ、今後も必要な見直しを行うものとする。

また、令和6年能登半島地震による被害を受けた能登地域の医療提供体制について、県では「奥能登公立4病院機能強化検討会」を立ち上げ、様々な課題について検討・対応を不断に進めていくこととしている。震災により生じた変化や課題などについては、今後の計画の見直しに合わせて、記載事項を再検討する。

令和6年8月



# 目 次

## I 感染症編

### 第1 感染症の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築	1
2 県民に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策	1
3 人権への配慮	1
4 健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応	1
5 県及び市町の果たすべき役割	2
6 県民の果たすべき役割	3
7 医師等の果たすべき役割	3
8 獣医師等の果たすべき役割	4
9 予防接種	4

### 第2 感染症の発生の予防のための施策に関する事項

1 基本的な考え方	5
2 感染症発生動向調査体制の構築	5
3 感染症予防対策と食品保健対策や環境衛生対策との連携	8
4 関係各機関及び関係団体との連携	8

### 第3 感染症のまん延の防止のための施策に関する事項

1 基本的な考え方	9
2 検体の採取等、健康診断、就業制限、入院及び対物措置について	10
3 積極的疫学調査の実施体制	12
4 指定感染症の発生時の対応	13
5 新感染症の発生時の対応	13
6 感染症対策と食品保健・環境衛生対策との役割分担と連携	13

### 第4 感染症に関する情報収集・調査・研究に関する事項

1 基本的な考え方	15
2 県及び金沢市における情報収集・調査・研究の推進	15
3 関係機関及び関係団体との連携	16

第5	病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	
1	基本的な考え方	17
2	県における病原体等の検査の推進	17
3	総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築	18
4	関係機関及び関係団体との連携	18
第6	感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項	
1	基本的な考え方	19
2	感染症に係る医療を提供する体制	19
3	感染症の集団発生及び汎流行時の対応	24
4	その他感染症に係る医療の提供のための体制	24
5	関係機関及び関係団体との連携	25
第7	感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項	
1	基本的な考え方	26
2	県における体制の確保	26
3	関係機関及び関係団体との連携	27
第8	感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生予防及びまん延防止のための措置に必要な体制の確保に係る目標に関する事項	
1	基本的な考え方	28
2	実施状況の検証及び関係機関等との連携	28
第9	宿泊施設の確保に関する事項	
1	基本的な考え方	30
2	県における体制の確保	30
第10	新型インフルエンザ等感染症又は新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備	
1	基本的な考え方	31
2	県における外出自粛対象者の療養生活の環境整備	31
3	関係機関及び関係団体との連携	32

第 1 1	感染症の予防又はまん延防止のための総合調整・指示の方針に関する事項	
1	基本的な考え方	3 3
2	県における総合調整又は指示の方針	3 3
第 1 2	感染症に関する知識の普及啓発及び感染症の患者等の人権への配慮に関する事項	
1	基本的な考え方	3 5
2	県及び市町における方策	3 5
3	その他の方策	3 5
第 1 3	感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項	
1	基本的な考え方	3 7
2	県及び金沢市等における感染症に関する人材の養成	3 7
3	医療機関等における感染症に関する人材の養成	3 8
4	高齢者施設及び障害者施設等における感染症に関する人材の養成	3 8
5	医師会等における感染症に関する人材の養成	3 8
第 1 4	感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項	
1	基本的な考え方	3 9
2	感染症の予防に関する保健所の体制の確保	3 9
3	関係機関及び関係団体との連携	4 0
第 1 5	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止、病原体等の検査の実施並びに医療の提供のための施策に関する事項	
1	緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策	4 1
2	緊急時における国との連絡・連携体制	4 1
3	緊急時における地方公共団体相互間との連絡体制	4 2
4	関係団体との連絡体制	4 2
5	緊急時における情報提供	4 2
第 1 6	その他感染症の予防の推進に関する重要事項	
1	施設内感染の防止	4 3
2	災害時防疫	4 3
3	動物由来感染症対策	4 3
4	外国人に対する適用	4 4
5	薬剤耐性対策	4 4

## II 結核編

### 第1 結核の予防の推進の基本的な方向

1 事前対応型行政の構築	4 5
2 県、市町及び保健所の果たすべき役割	4 5
3 県民の果たすべき役割	4 6
4 医師等の果たすべき役割	4 6
5 石川県における現状と目標	4 6

### 第2 結核の予防のための施策に関する事項

1 基本的な考え方	4 7
2 定期の健康診断	4 7
3 接触者の健康診断	4 9
4 BCG接種	4 9

### 第3 結核患者に対する適正な医療の提供のための施策に関する事項

1 基本的な考え方	5 1
2 医療提供体制の構築	5 1
3 服薬確認を軸とした患者支援の推進	5 2
4 その他結核に係る医療の提供のための体制	5 3

### 第4 原因の追究に関する事項

1 基本的な考え方	5 5
2 結核に関する情報収集	5 5
3 結核発生動向調査の体制等の充実強化	5 5
4 県及び市町における調査及び研究の推進	5 6

### 第5 結核の予防に関する人材の養成に関する事項

1 基本的な考え方	5 7
2 結核に関する人材の養成	5 7

### 第6 結核に関する啓発及び知識の普及並びに結核患者の人権の配慮に関する事項

1 基本的な考え方	5 8
2 情報の公表	5 8

### 第7 その他結核の予防の推進に関する重要事項

1 施設内（院内）感染の防止	5 9
2 小児結核対策	6 0
3 国際協力	6 0